

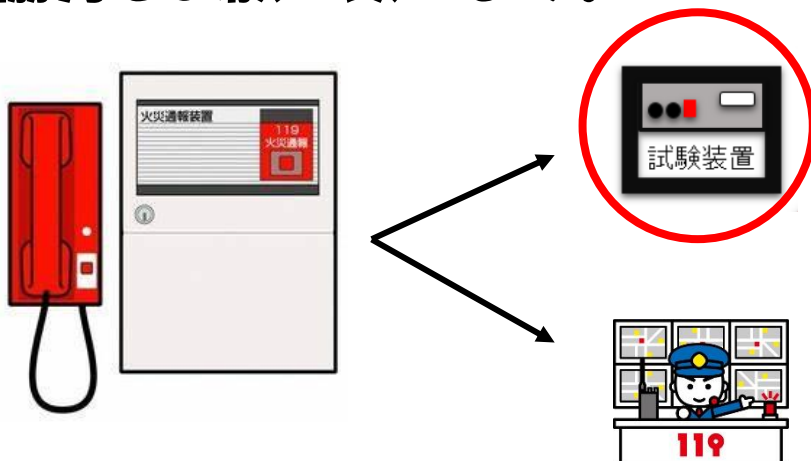
# 登米市消防本部からのお知らせ

## 消防機関へ通報する火災報知設備の通報機能の点検又は試験について

- ・消防機関へ通報する火災報知設備（以下、火災通報装置とする）の点検時又は試験時の通報機能の確認（以下、通報試験とする）につきましては、①試験装置を使用して行う方法②消防本部（指令センター）にて直接行う方法、が実施されています。

登米市管内では、近年災害に関する通報件数が増加している状況です。消防本部としましては、災害に関する通報の対応を最優先とし迅速な災害対応を維持する必要があります。

以上のことから、令和6年4月1日より、  
点検時又は試験時の通報試験につきましては、  
試験装置を使用して行っていただきますよう、  
ご協力をお願い致します。



・ **設備設置や改修に伴う消防検査時の通報試験につきましては、これまで通り対応させていただきます。**

・ **やむを得ず、点検時又は試験時に通報試験を指令センターで直接行う場合の注意点**

① **必ず消防本部指令課まで事前連絡をしていただき、試験対応が可能であることを確認してください。**

**(登米市消防本部指令課 TEL 0220 - 22 - 0119)**

② **火災通報装置の点検である旨を伝えてください。**

③ **119番通報による連絡はしないでください。**

④ **災害発生状況により、事前連絡や通報試験に対応できない場合がありますのでご了承ください。**

**ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。**



登米市消防本部

予防課 0220 - 22 - 1900

指令課 0220 - 22 - 0119